



佐賀県 弁護士会便り

第098号

R1/9/6
臨時発行

佐賀県では、本年8月27日からの記録的豪雨により、各地で大規模浸水、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生しました。
佐賀県弁護士会は、引き続きの警戒が必要なことを注意喚起するとともに、これらの災害により被害を受けた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。



豪雨により被災された皆様、まずは各市町村より、 りさいしょうめいしょ ひさいしょうめいしょ 罹災証明書・被災証明書の発行を受けましょう！

罹災証明書：住宅などの損壊の程度について各市町村が発行する証明書

被災証明書：住宅以外の損壊の程度について各市町村が発行する証明書

※ 証明する内容は各市町村によって異なる場合があります
※ 「被害証明書」と呼ばれる場合もあります。

⇒公的支援や各種補助・負担減免などの制度を利用する際に必要とされることが多いので、まずはこれらの発行を受けておきましょう。



- ⇒申請には損壊状況を証明するものが必要となるので、安全を確保しつつ、可能な限り対象物の内部や外部の写真を多く残しておくことが望ましいです。
- ⇒写真としてプリントしなくても、撮影した携帯電話などをそのまま窓口を持参するのでOKな場合がほとんどです。
- ⇒詳しくは各市町村にお問い合わせください。

豪雨災害に関する無料相談

9月3日から当面の間、豪雨災害に関する面談相談は無料といたします（詳細はHP参照）

要予約 → 【佐賀・鳥栖・武雄】TEL 0952 - 24 - 3411 / 【唐津】TEL 0955 - 73 - 2985

9月10日から30日まで、豪雨災害に関する電話無料相談も実施（詳細はHP参照）

月・木・土曜は 13:00~15:30, 火・水・金曜は 17:30~19:30 TEL 0952 - 37 - 1551



佐賀県弁護士会は、災害対策本部を設置しました。
また、佐賀県市長会と災害時における連携協力に関する協定を締結しており、佐賀県とも、当会が加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会が大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を締結しております。
佐賀県弁護士会は、これら協定に基づいて自治体と連携し、日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会及び全国の弁護士会のご協力も仰いで、会をあげて被害を受けた方々の支援に取り組み、被災地域の復旧・復興に助力します。



佐賀県 弁護士会便り

第099号

R1/9/6
臨時発行

豪雨災害によってこんなことで悩まれていませんか？



建物が半壊状態で…

急いで修理したい！

災害救助法が適用される市町村では、建物が半壊以上に損傷し自ら修理する資力のない世帯については、応急修理を受けることができます。業者への委託は各市町村から行う必要がありますので、まずは各市町村にご相談ください。

なお、応急修理を受けた場合、仮設住宅へ入居できなくなる場合がありますのでご注意ください。



生命、火災、自動車…

各種保険は使えますか？



保険が使えるかどうかは、その契約内容が水害（水災）に対応しているか否かによって異なります。

ご契約の保険会社へお問い合わせください。保険証券などを紛失して契約の保険会社が分からなくなってしまったような場合でも、日本損害保険協会に連絡すれば、契約の保険会社を調査してもらえます。諦めずに連絡してみましょう。

通帳やキャッシュカード、

クレジットカードを紛失してしまって…

通帳やキャッシュカードについては再発行してくれます。身分証明書を持参のうえ、各金融機関の窓口で手続きをさせていただきます。銀行印の紛失の場合には印鑑の変更を行うことになります。

クレジットカードについては、すぐにカード発行会社に連絡を取り、使用停止手続きをとってください。



流れ着いた誰かの物、

勝手に処分してもいい？

たとえ自分の敷地内に流れ着いた物であっても、価値のある物は落とし物と同様です。そのため勝手に処分することは許されず、原則として警察署に届け出る必要があります。悩ましい物は弁護士までご相談ください。



豪雨災害に関する無料相談

9月3日から当面の間、豪雨災害に関する面談相談は無料といたします（詳細はHP参照）

要予約 → 【佐賀・鳥栖・武雄】TEL 0952 - 24 - 3411 / 【唐津】TEL 0955 - 73 - 2985

9月10日から30日まで、豪雨災害に関する電話無料相談も実施（詳細はHP参照）

月・木・土曜は 13:00~15:30、火・水・金曜は 17:30~19:30 **TEL 0952 - 37 - 1551**